

熊本県立球磨工業高等学校

いじめ防止基本方針（改訂版）

令和5年3月

1 本校のいじめ基本方針について

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの生徒にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

本校においてもいじめ問題の解決に向けて、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「対策推進法」という）を踏まえ、文部科学省が平成25年10月11日に決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）及び平成28年2月9日に熊本県が策定した「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という）に基づいて、いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めることとする。

これに加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うこととする。

3 組織の設置等

- (1) 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ対策委員会」を置く（法第22条）。
- (2) 本校に組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることとする。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。いじめられた生徒の主観を確認する際には、行為が起ったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認する。

なお、本校におけるいじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条に基づいて設置する「いじめ対策委員会」を活用して行うこととする。

また、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、いじめから生徒を救うためには、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。（以下同じ。）

（1）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

そのために、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養っていくこととする。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげる教育活動を未然防止の観点から推進する。

さらに、家庭と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、生徒たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることを推進する。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備する。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに、すべての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校評議員制度を活用し、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供する。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐ。

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）と適切に連携していく。また、平素から、学校と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築する。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知する。

7 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、本校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、法第22条に定める組織を設置する。

なお、いじめの防止等のための校内組織を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知することとする。

(1) 構成員

本校では、いじめの防止等に関する組織の名称を「いじめ防止対策委員会」(以下「対策委員会」という)とし、「対策委員会」の構成員は、外部専門家、管理職、生徒指導主事、人権教育主任、各学年主任、生徒相談部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭から構成する。なお、情報集約担当者は生徒指導主事とする。

(2) 組織の役割

対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核等

対策委員会は、本校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、対策委員会が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずにすべて対策委員会に報告・相談する。加えて、対策委員会に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、対策委員会は、本校のいじめ防止基本方針の策定やその見直し、いじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組をP D C A サイクルの視点から検証を担う役割を持つものである。

なお、対策委員会には、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とするものとする。

対策委員会を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割を分担し、状況に応じてその運用を工夫することができるものとする。

8 いじめ防止に関する取組

(1) 年間計画等

月	計 画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等に関する年間計画の全職員への周知徹底 ○各部会で関連する取組についての話し合いと計画立案 ○生徒理解研修（特別支援教育・生徒相談） ○全校生徒に対する相談窓口の周知 ○育友会総会 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対するいじめ防止等に関する取組の説明 ・保護者に対する相談窓口の周知 ・スクールカウンセラー講話（ストレス対処教育等）（生徒相談）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル講演会（生徒指導部）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回「心のアンケート」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ アンケート結果を対策委員会で検討 ○人権教育講演会 ○いじめ根絶月間朝読書（図書部） ○「心のきずなを深める月間」生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会における取組の周知と宣言文等採択 ・標語募集・校内放送等を活用した啓発活動 ・シンポジウム参加
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権アンケートの実施（人権感覚、人権意識の調査） ○人権教育LHR ○職員研修（人権教育・教育相談） ○人吉球磨人権教育研究協議会研究大会 ○第1回いじめ防止対策委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒理解研修（特別支援教育・教育相談） ○職員研修（いじめ防止、危機管理、安全教育等）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○就職試験 ○体育大会練習開始 ○体育大会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権アンケートの実施（人権感覚、人権意識の調査） ○ストレス対処教育 ○球磨工フェスタ
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育LHR ○性教育講演会 ○いじめ防止チェックリストの配付
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回「心のアンケート」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ アンケート結果を対策委員会で検討 ○命の大切さを学ぶ教室講演会 ○第2回いじめ防止対策委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育LHR
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回「心のアンケート」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※ アンケート結果を対策委員会で検討
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○年度末反省 <ul style="list-style-type: none"> 全職員で検証・確認し次年度の取組を計画する。 ○第3回いじめ防止対策委員会

※ 上表とは、関係なく週に一度実施される「生徒情報交換会」等により、必要に応じて「臨時対策委員会」を開催する。

(2) いじめの未然防止の取組等

いじめの未然防止の基本として、生徒が集団の一員としての自覚や自信を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業、集団づくりを行うとともに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。

いじめの未然防止のために校内で取組む内容を以下に示す。

ア 学校生活全体を通して、全職員により道徳教育や人権教育を推進する。

イ 未然防止等のために、毎週行われる「生徒情報交換会」を利用して生徒の行動を把握する。また、必要に応じて職員会議、職員研修を行う。

ウ 生徒会「いじめを許さない」宣言文を、全職員及び全生徒に配付し確認する。

エ 新入生に対して、新入生集団宿泊訓練時にアイスブレイク研修を取り入れる。

オ 6月の「いじめ根絶強化月間」に合わせて、いじめ根絶標語を募集する。

カ 学期に1回の人権教育LHRでは、いじめやコミュニケーション、情報モラルなど自他の言動や行動等について生徒自身が考えるようなテーマを取り入れる。

キ 「命を大切にする心を育む教育」の授業を活用し、いじめの防止につなげる。

ク いじめ相談窓口を設置し、いつでも生徒が相談しやすい環境を整える。

ケ 生徒同士のつながりを深めていくために、生徒会を中心とした生徒主体の学校環境づくり（クラスマッチ、球磨工フェスタ等）を進め、活動を継続する。

コ 人権アンケートを定期的に実施し、生徒の人権感覚、人権意識の状況を把握し、それを踏まえて人権教育を推進する。

サ 教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、悪ふざけを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識していなければならない。教職員はささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努めなくてはならない。そのための取組として、定期的なアンケート調査、個別面談、家庭へのチェックリスト配付を実施する。

具体的な時期・内容については以下に示す。

ア アンケート調査

・実施時期：年3回、各学期末に実施

・実施担当：生徒指導部

・実施内容：県が作成した「心のアンケート」を学期毎に生徒に回答させ、いじめの早期発見、P D C Aサイクルのためのデータ収集、県への報告用として活用する。

イ 個別面談

- ・実施時期：隨時
- ・実施担当：関係職員、生徒相談部
- ・実施内容：週に一度行われている生徒情報交換会、担任、部活動顧問等からの情報提供により、生徒との面談の機会を設ける。養護教諭に直接悩みを打ち明ける生徒も少なからず存在することから、養護教諭は生徒が相談しやすい保健室の環境維持に努める。

ウ 家庭へのチェックリスト配付

- ・実施時期：年1回、11月に実施
- ・実施担当：生徒指導部
- ・実施内容：平成19年3月発行の「子どものサイン発見チェックリスト」を保護者に配付し、家庭からの情報収集を行う。

9 いじめに対する処置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

本校におけるいじめへの対応を別添図1に示す。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

なお、本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

(2) 重大事態の報告、調査について

本校に重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、県教育委員会は調査を実施する本校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、本校と一体となって調査を実施する。

(3) 調査を行うための組織について

調査組織は、法第22条の規定に基づき本校に設置されている「対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客觀性・合理性を確保するものとする。

- ア 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- イ 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- ウ いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- エ 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- オ 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客觀的・総合的な分析評価を行う。
- カ 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- キ 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客觀的な事実関係を明確にし、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事

情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議のうえ、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮する。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、本校の「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル（生徒が自殺を企図した場合）」に基づいて対応するとともに、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年1月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

（5）その他留意事項

重大事態については学校の設置者の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。こうした状況では、学校の設置者及び本校は生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

（6）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

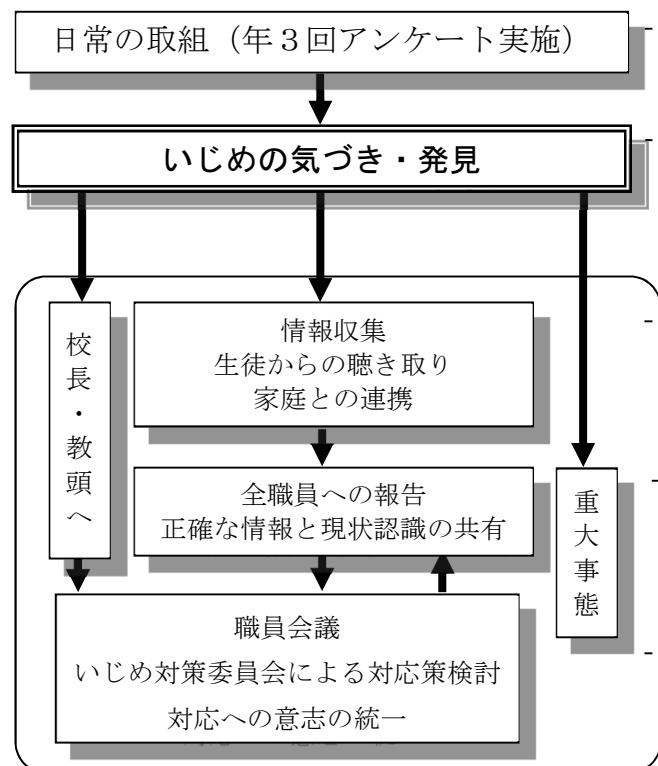
ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

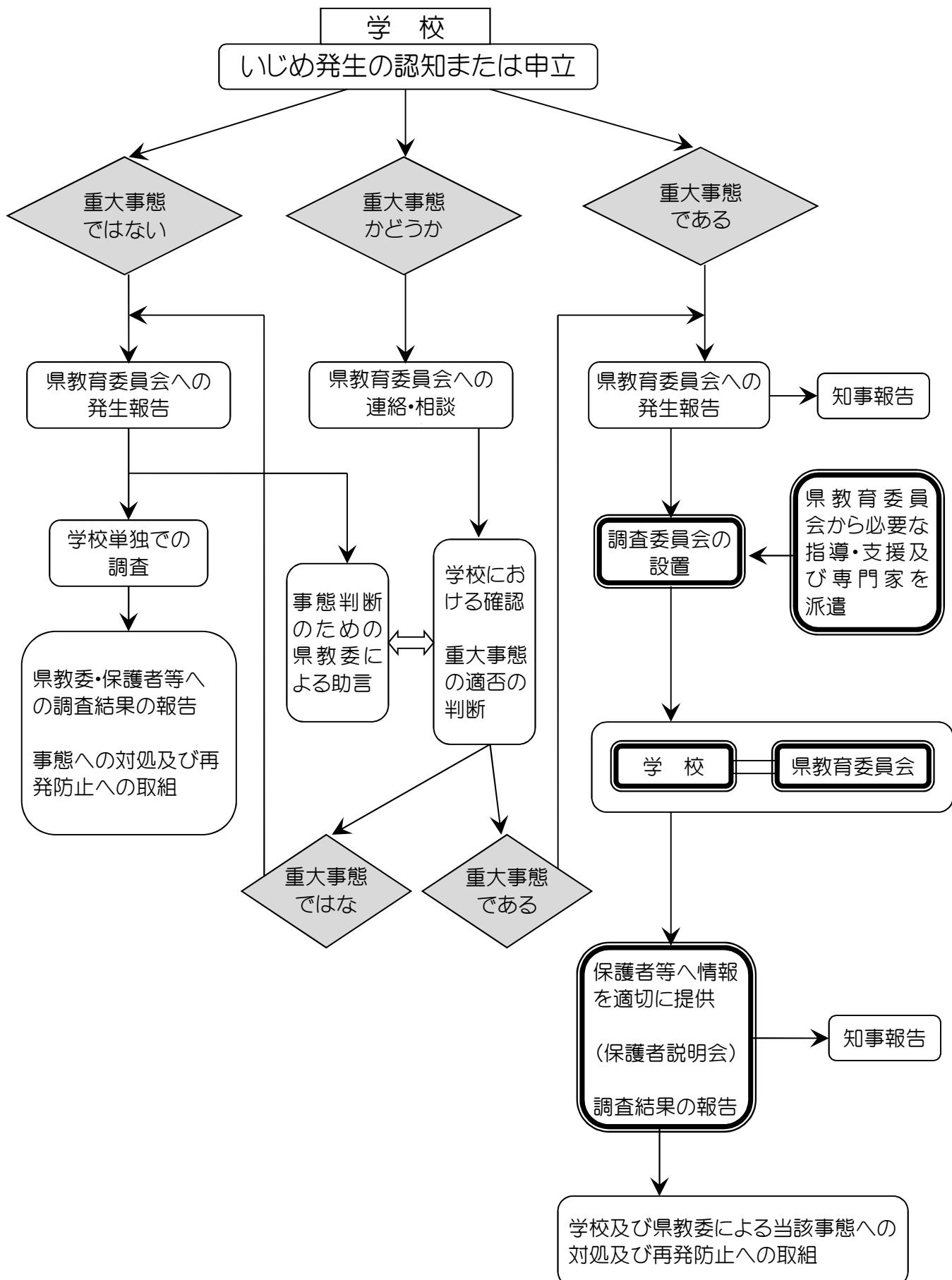
対応のフローチャート



対応のポイント

- (1) 学校組織の連携
ア 各種委員会の連携
イ 学校・家庭の連携
- (2) いじめの早期発見
ア 定期的なアンケートによる実態把握
イ 日誌、学級ノート、班ノート
ウ 教育相談、家庭との連携
- (3) 情報と認識の共有化
ア 正確な情報の収集と分析を行う
イ 情報の共有化を図る
ウ 現状組織の共有化を図る
- (4) 別添図2参照
- (5) 対策の検討
ア 対策の検討と役割分担・調整
イ 対応への全職員の意志の統一
ウ 関係機関への連携・調整
※ 検討委員 生徒指導部、各学年主任・担任、工業科主任、該当科、人権委員会、教育相談、養護教諭
- (6) 個別の対応
ア いじめられた生徒と保護者への対応
イ いじめた側の生徒と保護者への対応
ウ いじめの事実について、保護者間の共通認識を図る
- (7) 周囲の子ども・保護者等への対等
ア 学級や周囲の生徒への対応
イ 生徒の保護者への対応
ウ 生徒会への働きかけ
エ 育友会役員、会員との連携・協力
オ 地域との連携・協力
カ 相談機関との連絡・調整
キ 警察・病院等への連絡・調整
ク 報道機関への適切な対応
- (8) 事後指導
ア 関係者・機関等への適切な報告
イ 長期間の継続観察と指導
ウ 事例の分析、改善策の立案
- (9) 体制の強化
ア 総合的な取組体制の強化

別添図1



別添図2